

始めましょう、後悔しない相続対策を。

相続問題

相続は、ある日突然発生するかもしれませ ん。故人の大切な財産をどのようなカタチ で承継していくのかが重要になります。トラ ブルを未然に防ぐための遺産分割協議や 相続手続きなどの基本ルールやしくみにつ いてしっかりサポートいたします。

遺言書の作成

自分の大切な人のために今できること… 遺言書の作成を検討されてみませんか? 適切な遺言書は自分の気持ちを伝えるだ けでなく、相続人間の紛争防止に大変役に 立ちます。「相続」を「争族」にしないために 是非、一度検討しましょう。

遺言は残される家族へ当てた最後のラブ レターです。

成年後見制度

「認知症の父の預金が下ろせない・認知症 の父の不動産が売却できない」など、判断 能力が低下してきたご本人のために、裁判 所へ成年後見の申し立てを行うことができ ます。その手続きをサポートいたします。

まずはお電話ください!

遺産相続・遺言・成年後見はお早めにご相談ください!

電話でのお問い合わせ 平日9時~18時まで相談受付

☎086-250-8192

司法書士アスウェル法務事務所 http://www.us-well.net

〒700-0927 岡山市北区西古松237-126 松本ビル4F TEL.086-250-8192 FAX.086-250-8193 Email: info@us-well.net

us+wel

相続手続き、遺言、成年後見などのさまざまな問題は アスウェル法務事務所に任せて安心!!



相続問題の事例

私は岡山で会社員をしています。妻とかわいい子供が二人、 今は賃貸マンションで暮らしていますが手狭になってきたの で家を新築しようと融資を受けるため銀行に行きました。土 地については生前父が私に残してくれていた100坪の土地 がありましたのでその土地を担保に融資を受ける申し込みを しましたが、その土地の相続登記が出来ていないことを理由 に審査がストップしてしまいました。聞けば、登記が明治生ま れの曾祖父の名義のままになっているようです。このような 場合どうすれば、よいのでしょうか?



まずは、戸籍を調査し相続人を確定することになります。明治 生まれの曾祖父が被相続人ということで相続人の数が多くな ることが予想されます。そうなると全員と連絡を取り、相談者 の方の名義にすることを相続人全員に同意していただく必要 があります。しかし、人数が多ければ多いほど協議に時間を要 しますし、しかも全員の同意を得られなければ名義が換えら れないことにもなりかねません。このようにならないために も、代が替わっていかないうちに相続登記をすることをお勧 めします。



遺言の事例

私は兄と妹の3人兄妹ですが、私は父の持ち家に同居し、父の面倒を見ていまし た。兄と妹は父の面倒を見ることはなく、資金的に援助をしてくれることもありま せんでした。父は生前、「いつも面倒を見てくれてありがとう。私が亡くなった後 は家と土地はお前が相続してくれ」と言ってくれていました。

去年の夏、父が亡くなり久しぶりに兄妹と父の葬式で顔を合わせたとき、兄妹か ら「我々にも権利があるのだから持分をよこせ。」と切り出されました。

父の世話すらしてこなかった兄妹に権利があるのでしょうか。

また、このようにならないための対策を何かとっていればよかったのでしょうか?



この事例の場合、ご兄妹がいくらお父様の 面倒を見なかったとしても、相続人である ことにはかわりないので相続する権利が 発生します。このような場合にはお父様が 「遺言書 |を残しておくという方法が考えら れます。いくら口頭で財産を譲る旨の話し をしていても、お父様の最終意思は「遺言 書 という形で残してないと意味がないと いうことです。



成年後見制度の事例

私には認知症の母親がおり、その母親の兄弟が亡くなったた め、母親が相続人のひとりとして話し合いが行われることにな りました。しかし、認知症が進行しており母は、親族の話し合い に参加しても、首を縦に振るばかりです。しかし、部外者の私 が出る幕もなく、話し合いが終わってしまい母へは一銭も入 りませんでした。このようなときはどうすれば良かったので しょうか??



このような場合には、成年後見制度を利用します。ご相談のよ うに、判断能力の低下してしまった方にとって不利益が及ぶ ケース等でご本人に代わって家庭裁判所監督の下で成年後 見人が意思決定することができます。また勝手に認知症の方 の印鑑を使って、勝手に書類を作成すれば私文書偽造にもな りかねません。

成年後見制度は家庭裁判所へ申し立てることにより、親族ま たは司法書士等の専門家が成年後見人等となります。



まずはお気軽にお電話ください! 初回相談は無料です! 個し50分まで

遺産相続・遺言・成年後見をはじめ、法務に関するあらゆる事の窓口として私たちにご相談ください。

us+well

電話でのお問い合わせ 平日9時~18時まで相談受付

2086-250-8192

司法書士アスウェル法務事務所 http://www.us-well.net

〒700-0927 岡山市北区西古松237-126 松本ビル4F TEL.086-250-8192 FAX.086-250-8193 Email: info@us-well.net